

中野中学校 学校安心ルール

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、一人ひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

学校教育目標	『自立貢献』 ～社会に貢献できる、自立した人間の育成～
--------	-----------------------------

		マナーに対して	周りの人に対して	学習に対して	校則に対して	法律・条例に対して	指導に対する反発行為
第1段階	規律を乱す行為	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下を走る ・言葉使いが悪い ・廊下・床への座り込み ・必要以上に騒ぐ、大声を出す ・話を聞く姿勢、態度が悪い ・トイレを汚したり、いたずらをする ・標準服の着こなしの乱れ(シャツを出す等) ・軽微な落書き ・エレベーターの不正使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・人が嫌がる発言をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間に遅れる ・授業態度が悪い(居眠りをするなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻 ・係の仕事の放棄 ・勉強道具を置いて帰る ・不要なお金の持ち込み 		
第2段階	影響規を律を乱す行為、周囲に	<ul style="list-style-type: none"> ・校内につば・たんをはく ・ごみのポイ捨て・散らかし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふざけて相手が嫌がる行為をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業妨害(私語・手紙のやりとりなど) ・不要品の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・服装・頭髮違反 ・化粧・アクセサリーの着用 ・お菓子等の持ち込み、飲食 ・携帯・漫画・ゲームなど不要物の持ち込み ・寄り道・買い食い ・公共物へのいたずら ・教室・廊下で暴れる・ものを振り回す ・集会で騒ぐ・集まらない ・自転車通学 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動や触法行為を誘発する言動 	<ul style="list-style-type: none"> ・無視・指導を聞かない ・第1段階の行為を繰り返す
第3段階	① 危害規を律を乱す行為、周囲に	<ul style="list-style-type: none"> ・民家、個人の店、大型スーパー等への迷惑行為 ・インターネットに関するマナー違反、ルール違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめにつながる行為(仲間外れ・使い走りなど) ・教職員等への暴言・威嚇 ・生徒への暴言・威嚇 ・性的な発言 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業妨害(暴言・立ち歩き・物を投げなど) ・授業放棄・エスケープ ・携帯電話・ゲーム機などの使用 ・授業中の飲食 ・テストの妨害 ・カンニング 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校エスケープ ・火器・危険物持込み(ライターなど) ・金品の貸し借り ・無許可のアルバイト ・無断外泊 ・他校への訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間徘徊 	<ul style="list-style-type: none"> ・反抗・暴言 ・第2段階の行為を繰り返す
	② 法律に抵触する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・民家、個人の店、大型スーパー等で損害賠償を伴う著しい迷惑行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ ・落書き(誹謗中傷するもの) ・ネットへの誹謗中傷する書き込み ・差別事象(発言・落書き・メールなど) 		<ul style="list-style-type: none"> ・器物損壊(落書き含む) ・他人の所有物を壊す ・火遊び ・賭け事 	<ul style="list-style-type: none"> ・窃盗行為(自転車、バイクなど)、万引き ・対教職員、対生徒暴力 ・器物損壊(スイッチ、トイレ、備品など) ・深夜徘徊・不良交遊 ・飲酒・喫煙 ・危険物持込み(刃物など) ・学校間抗争 ・無免許運転 ・セクハラ行為 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力行為(殴る、蹴るなど) ・第3段階①の行為を繰り返す

学校が行う対応について	個別事例について段階に応じた指導を行います。第3段階については、関係諸機関(こども相談センター、警察など)と連携をとる場合もあります。 ※ただし学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)
-------------	---